

浦安市事業系ごみ分け方出し方一覧

リサイクル分別を徹底してください！！

適正分別がされていない場合、受入れができないことがあります。

種類	徹底	注意事項
可燃ごみ	資源分別	使用済みのティッシュペーパーやリサイクルできない紙類と従業員又は一般消費者(顧客)自らの消費に伴って生じた弁当ガラやプラスチック製品など ★資源化できる古紙の混入が確認された場合には、受入れを拒否することがあります。
生ごみ	水切り	食品の食べ残しや調理残渣など⇒可燃ごみとして排出してください ★民間のリサイクル施設での堆肥化や飼料化ができます。
木くず	長さ50cm・厚さ(幹の直径)5cm以内	剪定枝や木製品など⇒可燃ごみとして排出してください ★民間のリサイクル施設での堆肥化やチップ化ができます。
不燃ごみ	処理困難物の除去	従業員又は一般消費者(顧客)自らの個人消費に伴って生じた金属製品やガラス製品など ★産業廃棄物と断定できるものが混入していた場合は、受入れを拒否することがあります。
粗大ごみ	適正排出	事務所の机や椅子、テーブルなどで材質が木製のもの
紙類	紙種分別	新聞・雑誌・段ボール・OA用紙などに分別してください ★シュレッダーくずや機密文書をリサイクルできる業者があります。
「びん」 飲料用の「缶」 「ペットボトル」	・ラベルとキャップを除去 ・洗浄 ・つぶす	従業員又は一般消費者(顧客)自らが飲料用途で使用した物で、徹底要件を満たし、リサイクルの用を成すものに限ります。 
発泡スチロール製容器	汚物やぬめりの除去と洗浄	徹底要件を満たした場合に限り、再資源化を目的に受入れる。

以下の廃棄物はクリーンセンターで原則受け入れできません。

廃プラスチック類	適正排出	業務用のペットボトル、調味料のペットボトル、PPバンド、ビニール袋、発泡スチロールや化学繊維製の布など
金属くず	適正排出	商品の入っていた缶、刃物類、一斗缶、釘等の金属類など
ガラスや陶磁器くず	適正排出	商品の入っていたびん、ガラス製の容器や陶磁器製の容器など
有害ごみ	適正排出	蛍光管、電池など
処理困難物	適正排出 混入注意	産業廃棄物の区分でなくとも、市で処理を行えない品目は受け入れは行いません。(数量を問わず) 例) タイヤ・バッテリーなどの自動車部品、農薬などの薬品など

※産業廃棄物の詳細等は、裏面をご確認ください

産業廃棄物の専門業者へ委託する等、適正な処理をお願いします。

問い合わせ先：浦安市都市環境部ごみゼロ課 TEL：047-712-6485・6467

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

〈産業廃棄物の種類〉

区分		種類	業種及び具体例
	業種を問わず産業廃棄物になるもの	1. 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰
		2. 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物、活性炭かす（泥状）、トナー
		3. 垢油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性間わず、すべての废油
		4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機酸類、発酵廢液等、すべての酸性廢液
		5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廢液
		6. 廃プラスチック類	発泡ｽﾁﾛｰﾙくず、合成繊維くず、合成ゴムくず（黒タイヤを含む。）など、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物
		7. ゴムくず	生ゴム・天然ゴムくず
		8. 金属くず	鉄くず・アルミくずなどの金属の研磨くずや切削くず
		9. 陶磁器くず	ガラス・コンクリート・カラスくず、コシク)トくず、耐火れんがくず、石膏がーとくず、陶磁器くず等
		10. 鉛さい	鉛物砂、不良鉛石、不良石炭、粉炭かすと各種の溶鉱炉かす等
		11. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片、レジン破片等
		12. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダライキン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダライキン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は産業廃棄物（動植物性廃さ、動物系固形不要物を除く。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
		13. 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）②パワーペーパー、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの（新聞紙を使用して印刷登行を行ふものに限る。）、④出版業に係るもの（印刷出版を行ふものに限る。）、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
		14. 木くず ^{★業種指定なし}	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、②木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの 例：おがくず、バーク類等
		15. 繊維くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、②繊維工業（衣服その他の纖維製品製造業を除く。）に係るものであつて木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
		16. 動物系の固形不 要物	と畜場において処分した鶏糞、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不必要物
		17. 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不必要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等）
		18. 動物のふん尿	畜産農業に係るものであつて畜舍廃水を含む
		19. 動物の死体	畜産農業に係るものに限る
注		施行令第2条第13号に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないものの（ヨク）ト固型化物等

排出者責任で適正処理！

事業活動から生じたごみは、廃棄物処理法並びに浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、**排出事業者自らの責任**において適正に処理するところが法的に義務付けられています。このごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に分けられ、種類ごとに排出方法が異なります。浦安市に「事業系少量一般廃棄物排出届」を提出し、家庭系一般廃棄物と同等の種類・性状の産業廃棄物を「事業系少量一般廃棄物指定収集袋」を利用して排出する場合のみ「あわせ産廃※」として排出することができます。
※あわせ産廃：一般廃棄物の処理または処理施設機能の範囲内で、一般廃棄物併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物

飲料用の「びん・缶・ペットボトル」は、左表の「6・8・9」に該当する産業廃棄物として、**本来、排出事業者自らの責務**で処理しなければなりませんが、本市では、**再資源化の向上を目的に「従業員又は一般消費者（顧客）自らが飲料用途で使用したもので、徹底要件を満たし、リサイクルの用を成すものに限り**受入れを行います。

ご存知ですか！？可燃ごみピットの実情（リサイクル優先と禁止行為）

本市の可燃物の組成分析の結果、なんと全体の「約40%」が「紙類」と驚愕の数値が・・・確かに可燃ごみピットを見てみると、多くの雑紙や梱包紙、ダンボールが目に留まります。リサイクルを優先した分別がしつかりされれば、40%の約半分（全体の20%）は、再生紙として生まれ変わることがであります。
そこで、本市では搬入物検査を隨時実施し、次のようないくつかの不適正排出が確認できた場合は受け入れできません。
・再資源化可能な古紙を分別せず一般廃プラスチックや金属等の産業廃棄物や処理困難物を事業系一般廃棄物として排出していた場合。
・同様に家庭ごみとして排出することも固く禁止します。

段階をおつて受入れが出来なくなります。

事業系の排出方法

事業系一般廃棄物の処分は、自己搬入（直接搬入）をしてください。産業廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者（許可業者）に収集運搬の委託をしてください。千葉県浦安市都市環境部ごみゼロ課のホームページ
<http://www.city.ureyasi.lg.jp/todokede/gomi/dashikata/1000428.html>
 ・古紙を専門に取り扱う浦安市内の組合は、浦安市資源事業協同組合
[TEL/FAX 047-381-7781](tel:047-381-7781) E-mail: ureyasisigen@wave.plata.or.jp
 ・産業廃棄物の処分は、千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室のホームページ
http://www.pref.chiba.lg.jp/haiishi/shori_gyou/meibou.html
 ・産業廃棄物の知識向上と電子マニフェストは、公益財团法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/pdf/ichiran.pdf>

※「**事業系少量一般廃棄物指定収集袋**」制度を利用される場合は、**市のホームページからご確認ください。**



浦安市都市環境部ごみゼロ課
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
TEL 047-712-6485・6467 FAX 047-381-7221
E-mail zerogomi@city.ureyasi.lg.jp